

行政記録（情報）の統計作成への活用について、新法第二十九条 において「求めることができる」と規定している理由

○ 新法第二十九条において「求めることができる」と規定している理由

統計制度改革検討委員会においては、

- ① 各国の統計法のように、統計作成のために行政記録の提供を求めることができる強い権限が何らかの形で法令上に規定できればよいと考えるが、行政機関が保有する行政記録の中には、個別法で行政目的以外の使用を禁止している規定を持つものもあり、統計法上にそれを上回る権限規定を置くことができるのか。
- ② 「司令塔」が強権を発動して命令的にコントロールしていく方法は適当ではない。あるべき神様の姿（整備すべき統計の全体像）が外見的に明確であれば、どこか1つの主体が命令的に体系を整えていけばよいが、現実はそのようではない。したがって、新たな法制度においては、「司令塔」の命令的な権限ではなく、調整的な権限あるいは手続的コントロールとして言わば協議というものを中心とする調整的な手法に関する規定を置くことになるのではないか。
- ③ 基本計画が政府全体として何らかの形でコミットされたものであれば、基本計画との関係で行政記録の活用が積極的に進められる仕組みを法的に整理することが可能ではないか。

などの議論（第5回：平成17年12月）を踏まえ、同委員会の最終報告（平成18年6月）では、

「国の行政機関は、他の行政機関が保有する行政記録を用いることにより公的統計の正確性若しくは効率性の向上又は報告者負担の軽減に相当程度の寄与が認められるときは、当該行政記録を保有する機関に対してその提供を求めることができるものとする。」

としており、新法は、この報告を忠実に踏まえる形で立案されたもので、我が国の法制度においては、行政機関に提供の義務を課す規定の用例がないこともあり、法第二十九条の規定振りも、上記報告に沿ったものとなっている。

○ 個別法で守秘義務を規定しているものの例

・ 「法人税法」第六十三条

法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

・ 「所得税法」第二百四十三条

所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

・ 「地方税法」（秘密漏えいに関する罪）第二十二條

地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

※ ただし、固定資産台帳(土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の総称)については、閲覧することは可能(「地方税法」(固定資産課税台帳の閲覧)第三百八十二条の二)

・ 「職業安定法」第五十一条の二

第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者(以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。)並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。